

約款 (TOSSY)

第1条 (本約款の趣旨)

- 1 この約款 (TOSSY) (以下、「本約款」といいます。) は、お客様が、株式会社 DMM.com 証券 (以下、「当社」といいます。) との間で、「ウルトラ投資アプリ TOSSY」において行う、有価証券関連店頭デリバティブ取引 (以下、「TOSSY 証券 CFD 取引」といいます。)、店頭外国為替証拠金取引 (以下、「TOSSY FX 取引」といいます。)、暗号資産店頭デリバティブ取引 (以下、「TOSSY 暗号資産 CFD 取引」といいます。)、店頭商品デリバティブ取引 (以下、「TOSSY 商品 CFD 取引」といいます。また、「TOSSY 証券 CFD 取引」、「TOSSY FX 取引」、「TOSSY 暗号資産 CFD 取引」及び「TOSSY 商品 CFD 取引」をまとめて「本取引」といいます。) に関する権利義務関係及び本取引に関するサービスの利用に関する取り決めです。お客様は本取引を行うにあたり、本約款の各条項の内容を承諾し、お客様自身の判断と責任において本取引を行うものとします。
- 2 お客様は、当社に本取引を行うためのアカウント (以下、「本アカウント」といいます。) を登録するに際し、金融商品取引法、商品先物取引法、その他関係法令並びに日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、日本商品先物取引協会及び一般社団法人日本暗号資産等取引業協会の規則を遵守するとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、別途、「TOSSY 取引に関する確認書」を差し入れる、又は電子的方法により、その内容に同意するものとします。

第2条 (法令等の遵守)

- 1 お客様及び当社は、本取引にあたり、金融商品取引法、商品先物取引法、その他の法令諸規則を遵守するものとし、本約款に定めのない事項、又は本約款の解釈につき疑義が生じたときは、双方誠意をもって協議し、円満解決を図るものとします。

第3条 (定義)

- 1 本取引において用いられる用語については、次の各号のとおり定義します。
 - (1) 「アセット区分」とは、本取引における、株式 CFD、株価指数 CFD、バラエティ CFD、為替 (FX)、暗号資産 CFD、商品資源 CFD の各金融商品の区分をいいます。
 - (2) 「TOSSY 証券 CFD 取引」は、本取引における株式 CFD、株価指数 CFD 及びバラエティ CFD の総称を意味します。
 - (3) 「TOSSY FX 取引」は、本取引における為替 (FX) を意味します。
 - (4) 「TOSSY 商品 CFD 取引」は、本取引における商品資源 CFD を意味します。
 - (5) 「TOSSY 暗号資産 CFD 取引」は、本取引における暗号資産 CFD を意味します。
 - (6) 「取引レート」とは、市場又はカバー先等における取引価格を参考として、当社が独自に提示する価格をいいます。

- (7) 「外国為替レート」とは、インターバンク市場における取引価格を参考として、当社が独自に提示する価格をいいます。
- (8) 「金利調整額」とは、スポット参照銘柄（株式 CFD の各銘柄、暗号資産 CFD の各銘柄並びに商品資源 CFD の金スポット及び銀スポットをいいます。）の建玉をロールオーバーした場合に発生する金利等の調整を行うために付与する金額（マイナス金額となる場合もあります。）をいいます。実際にお客様に付与される金利調整額は、取引画面等で公表いたします。
- (9) 「価格調整額」とは、本取引における株価指数 CFD、バラエティ CFD の各銘柄及び商品資源 CFD のうち金スポット、銀スポット以外の各銘柄において、参照市場の限月の交代に伴い発生する調整金額のことをいいます。

価格調整額 = (参照中の限月と次回参照予定の限月の価格差) × 取引単位 × 対象通貨の円転評価額

- (10) 「権利調整額」とは、株式 CFD の各銘柄において、原資産となる株式に発生した配当又はそれに類する権利を調整するために、株式 CFD で建玉を保有する場合に付与するものです。買い建玉を保有していれば受け取ることができますが、売り建玉を保有している場合は支払うこととなります。このとき、米国株を原資産とする銘柄の建玉を保有している場合は、円貨に換算した金額を権利調整額として受け取り又は支払うこととなり、また、買い建玉の場合には、米国現地の源泉徴収税率 10%を差し引いた金額が、円貨で権利調整額として付与されます。

(日本株)

権利調整額 = 1 数量あたりの権利調整額 × 保有数量 / 権利調整額付与単位

(米国株)

・ 買建玉

権利調整額(円) = ①配当金相当額(円) - ②源泉徴収額(円)

①配当金相当額(円) = ③配当金相当額(米ドル) × 円転レート(前日クローズレートの仲値) (端数切り捨て)

②源泉徴収額(円) = ④源泉徴収額(米ドル) × 円転レート(前日クローズレートの仲値) (端数切り捨て)

③配当金相当額(米ドル) = 1 数量あたりの買権利調整額(米ドル) × 保有数量 / 権利調整額付与単位

④源泉徴収額(米ドル) = ③配当金相当額(米ドル) × 源泉徴収率(10%) (小数第3位で四捨五入)

・ 売建玉

権利調整額(円) = ①配当金相当額(円)

①配当金相当額(円) = ②配当金相当額(米ドル) × 円転レート(前日クローズレートの仲値) (端数切り捨て)

②配当金相当額(米ドル) = 1 数量あたりの売権利調整額(米ドル) × 保有数量 / 権利調整額付与単位

- (11) 「権利調整見込額」とは、株式 CFD で保有する売り建玉に権利調整額が発生した場合に、当該権利調整額が発生した日の翌営業日から実際に支払うまでの間、預託証拠金残高から一時的に拘束する金額をいいます。なお、米国株の「権利調整見込額」は、権利調整額が発生した日における権利調整額（第 10 号の式により算出した額）に 110%をかけた金額（端数切り捨て）となります。
- (12) 「スワップポイント」とは、為替（FX）の取引の対象となる外貨と円貨及び外貨同士の金利差調整分を換算し、清算した金額をいいます。
- (13) 「建玉」及び「ポジション」とは、本取引における未決済の約定をいいます。
- (14) 「反対売買」とは、買いポジションを反対に売って決済すること、又は売りポジションを反対に買って決済することをいいます。
- (15) 「預託証拠金」とは、本取引を行うために、お客様が当社に預託する担保としての金銭をいいます。
- (16) 「預託証拠金残高」とは、現金の預託証拠金に既決済損益を加算減算したものをいいます。
- 預託証拠金残高 = 前日の預託証拠金残高 + 当日決済損益 + 当日入金額 - 当日出金額
- (17) 「建玉評価損益」とは、保有しているポジションを時価により評価した際に発生している未決済の損益をいいます。
- (18) 「ポジション必要証拠金」とは、ポジションを維持するために必要となる証拠金のことをいいます。
- (19) 「注文必要証拠金」とは、注文中の未約定新規注文について必要とされる証拠金のことをいいます。
- (20) 「必要証拠金」とは、ポジション必要証拠金と注文必要証拠金の合計をいいます。
- (21) 「証拠金維持率」とは、ポジション必要証拠金に対する純資産額から注文必要証拠金を減じた額の比率のことをいいます。
- 証拠金維持率 = (純資産額 - 注文必要証拠金) ÷ ポジション必要証拠金 × 100
- (22) 「建玉可能額」とは新たにポジションを持つ、又は新規指値注文・新規逆指値注文を発注することができる証拠金の余力額のことをいいます。
- 建玉可能額 = 純資産 - 必要証拠金
- (23) 「純資産額」とは、預託証拠金残高に建玉評価損益と権利調整見込額（マイナスの値）を加算したのから出金予約額を減じたものとなります。
- 純資産額 = 預託証拠金残高 + 建玉評価損益 + 権利調整見込額 - 出金予約額
- (24) 「出金可能額」とは、現在時点において、現金の出金の依頼をすることができる金額のことをいいます。
- (25) 「出金予約額」とは、お客様より現金の出金依頼を受け未処理の金額をいいます。
- (26) 「追加証拠金」とは、アセット区分ごとに行われる毎営業日の証拠金維持率判定において、証拠金維持率が 100%を下回った場合に発生する、ポジション必要証拠金の不足額をいいます。
- 追加証拠金額 = 純資産額 - 注文必要証拠金 - ポジション必要証拠金

※純資産額、注文必要証拠金、ポジション必要証拠金は、証拠金維持率判定時刻における金額

※追加証拠金は、上記の式により追加証拠金額が0円未満となる場合に発生します。

- (27) 「追加証拠金制度」とは、証拠金維持率判定により追加証拠金が発生した場合において、当社所定の期限までに追加証拠金が解消されなかった場合、お客様に事前の通知なく、お客様の計算にて本取引の全ての保有ポジションを強制決済する制度のことであります。また、追加証拠金制度における保有ポジションの強制決済を「マージンカット」といいます。
- (28) 「ロスカットルール」とは、本取引によるお客様の損失拡大を防ぐために、各アセット区分における証拠金維持率が当社所定の水準を下回ったときに、お客様に事前の通知なく、お客様の計算において、当該アセット区分の全ての保有ポジションを反対売買により強制決済することをいいます。
- (29) 「売買の区別」とは、新規の売り、新規の買い、決済の売り、決済の買いの区別をいいます。
- (30) 「限月」とは、参照する先物取引の期限が満了（取引終了）となる月のことです。期限が満了となる月の中で最も期限日が近い限月のことを一番限（当限、期近限月）、次に期限日が近い限月のことを二番限といいます。取引の期限が違っている複数の限月において、それぞれ違う価格で取引されています。

第4条（リスク及び自己責任の原則）

- 1 お客様は、次の各号に掲げるリスク等を十分に理解した上で、本約款に記載されている事項を承諾し、本取引に係る商品内容、取引の仕組み、及びリスクを理解の上、自らの判断と責任において、お客様の計算で当社と本取引を行うものとします。
- (1) 本取引においては、ポジションをロールオーバー（翌営業への繰越）すると、原則、当該ポジションの建て直しを行うため、営業日終了時点における評価損益が翌営業日開始時に実現損益となり（スワップポイント等を含む）、一般的なデリバティブ取引とは異なって日々税務上の売買損益が発生すること。
- (2) 本取引においては、取引対象の銘柄の市場価格の変動、取引対象の通貨の変動及び取引市場環境の変化により、損失が発生するリスクがあること。
- (3) 本取引は元本保証ではないこと。また、場合によっては預託証拠金以上の損失が発生するリスクがあること。
- (4) 本取引には、政治・経済情勢の変化及び各国政府の規制等により影響を受けるリスクがあること。
- (5) 本取引には、システム機器、通信機器等の故障等、不測の事態により、お客様の取引が制限される場合があること。
- (6) 「TOSSY FX 取引」では、外国為替市場における外国為替レートは24時間常に変動している（土日・一部の休日を除く）ため、相場がお客様の予想と反対方向に進んだ場合、損失が発生するリスクがあること。
- (7) 「TOSSY 暗号資産 CFD 取引」については、暗号資産の価格は土日祝日を含め24時間常

に変動しているため、相場がおお客様の予想と反対方向に進んだ場合、損失が発生するリスクがあること。

- (8) 本取引には、レバレッジ効果により、少ない証拠金で大きな金額の取引を行うことができるため、大きな利益を得ることが可能な反面、多大な損害を被るリスクがあること。
 - (9) 本取引の注文方法は複数あり、注文方法や相場の状況によってはお客様が意図しない価格で約定し、不測の損失を被る可能性があること。
 - (10) 本取引には、損失を抑制する目的で追加証拠金制度及びロスカットルールが設けられているが、通貨、暗号資産、商品等の価格又は金融指標等の数値の変動により、これらの制度やルールに基づくマージンカット又はロスカットが執行されて、損失が生じることとなる可能性があり、場合によっては、当該損失の額が預託証拠金の額を上回ることとなるおそれがあること。
 - (11) 本取引には、主要国での祝日や特定の時間帯において、また、天災地変、戦争、政変、為替管理政策の変更、同盟罷業等の特殊な状況下で、当社からのレートの提示が困難になり、お客様が保有するポジションを決済することや新たにポジションを保有することが困難となる可能性があること。
 - (12) 本取引には、当社が本取引に関連して取引を行う金融商品取引業者及び商品先物取引業者並びにその取引先の破綻等による取引制限、又は建玉若しくは預託証拠金の移管等により被る損害等の取引先信用リスクがあること。
 - (13) お客様と当社が行う取引については、相対取引として行うものであり、当社が表示する銘柄や通貨等の売付けの価格と買付けの価格とに差（スプレッド）があること。レートの急変や経済指標の発表前後等における市場の流動性の低下等の特殊な状況下で、スプレッドを拡大して提供する可能性があること。
 - (14) 本取引に関連して発生するスワップポイント及び金利調整額については、金利状況等により変動するおそれがあること。
 - (15) 両建てはお客様にとって、売付けの価格と買付けの価格に差があること、証拠金を二重に負担すること、スワップポイントや金利調整額の支払いと受取りの差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがある取引であること。
 - (16) 当社がお客様からいただく手数料の額については、別途当社が定めるものであること。
 - (17) お客様の操作により成立した取引は、お客様の意図した取引と異なる場合でもお客様に帰属し、原則として、お客様からの当該約定の取消のお申し出に当社は応じないこと。
 - (18) 本取引に係る税制及び関連法規の変更等により、現状より不利な条件での取引となる可能性があること。
 - (19) 本取引に含まれるリスクとして上記に掲げられたものは一般的なものであり、リスクとして全てを網羅しているものではないこと。
- 2 お客様は、「金融商品取引法」又は「商品先物取引法」その他その時々において適用される本邦及び外国の関連諸法令に基づき本取引を行うものとします。また、かかる関連諸法令に基づき必要とされる証明書、証憑書類等を当社に提出することをあらかじめ了承します。

第5条（アカウントの登録）

1 お客様は、本約款に定める本取引を行うことを目的として、当社所定の本書面及び契約締結前交付書面、その他当社に定める規則等に同意の上、取引時確認の手続等、当社所定の手続により本アカウントの登録の申込を行うものとします。申込にあたっては、以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。

《個人のお客様の場合》

- (1) 本取引のリスク・商品の性格・仕組・内容について十分理解していること。
- (2) ご自身の判断と責任により本取引を行うことができること。
- (3) 日本国内に居住する満18歳以上（高校生を除く）満75歳未満の行為能力を有する個人であること。
- (4) 本取引にかかる法令その他諸規則又は定款、その他の内規に違反せず、本取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。
- (5) ご自身専用でかつパソコン又はスマートフォンで利用できる電子メールアドレスをお持ちであること（他の方と共有のメールアドレスでのお申込は受け付けておりません）。
- (6) パソコン又は当社所定のアプリをインストールして使用することが可能なスマートフォンでお取引することができる環境があること。
- (7) 当社からの電子メール又は、電話で常時連絡をとることができること。
- (8) 適宜、当社ホームページ、取引ツール上に掲載しているお知らせ、及び電子メールによる通知をご確認頂けること。
- (9) ご自身でインターネットを通して取引・確認・管理が行えること。
- (10) 契約締結前交付書面、契約締結時等交付書面、約款、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他法令規則上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾頂けること。
- (11) 振込先預金口座は、国内に存するご本人様名義の金融機関口座を指定すること。
- (12) 当社の定める「個人情報の取扱いについて」に同意し、本人確認書類として当社の指定するものをご提出いただけること。
- (13) 当社の定める内部者（お客様からの申告又は当社が入手した情報により、暗号等資産関係情報を保有する者として特定された者をいう。）に該当しないこと。
- (14) 当社から交付された日本語による諸通知の記載内容が理解できること及び、日本語による電話等での会話ができ、意思の疎通に支障がないこと。
- (15) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
 - ・現在、かつ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。
 - ・現在、かつ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。
 - ・自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。
 - ・マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取

引に利用するために取引を行わないこと。

- ・上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、又は通知によりアカウントが解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自己の責任とすること。

※「反社会的勢力」には、法令規則その他の事情に鑑み、当社が反社会勢力と認めたものを含みます。

- (16) 暗号等資産関係情報（当社が現に取り扱い若しくは新規に取り扱う暗号資産又は当社及び他の暗号資産取扱業者（国内外、登録の有無を問わず、暗号資産関連取引を事業として行う者をいいます。）に関する公表されていない重要な情報であって、当社の利用者の当該暗号資産に係る投資判断に著しい影響を及ぼすと認められる情報をいいます。以下同じ。）を利用した取引を行わないこと。
- (17) 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、日本商品先物取引協会又は一般社団法人日本暗号資産取引業協会の会員の役職員等ではないこと。
- (18) その他当社が定める基準を満たしていること。

《法人のお客様の場合》

- (1) 日本国内で本店又は支店が登記されている法人であること。
- (2) 商業登記上の本店又は支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。
- (3) 本取引にかかる法令その他諸規則又は定款、その他の内規に違反せず、本取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。
- (4) 取引担当者の判断と責任により本取引を行うことができること。
- (5) 法人様専用でかつパソコンで利用できる電子メールアドレスをお持ちであること（他の方と共有のメールアドレスでのお申込は受け付けておりません）。
- (6) パソコン又は当社所定のアプリをインストールして使用することが可能なスマートフォンでお取引することができる環境があること。
- (7) 当社からの電子メール又は電話で常時連絡をとることができること。
- (8) 適宜、当社ホームページ、取引ツール上に掲載しているお知らせ、及び電子メールによる通知をご確認頂けること。
- (9) 契約締結前交付書面、契約締結時等交付書面、約款、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面、その他法令規則上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾頂けること。
- (10) 振込先預金口座は、国内に存する法人様名義の金融機関口座を指定すること。
- (11) 当社の定める「個人情報の取扱いについて」に同意し、本人確認書類をご提出いただけること。
- (12) 当社の定める内部者（お客様からの申告又は当社が入手した情報により、暗号等資産関係情報を保有する者として特定された者をいう。）に該当しないこと。
- (13) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
 - ・現在、かつ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等

の反社会的勢力に該当しないこと。

- ・自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。
- ・マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。
- ・上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、又は通知によりアカウントが解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自己の責任とすること。

※「反社会的勢力」には、法令規則その他の事情に鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含みます。

- (14) 暗号等資産関係情報（当社が現に取り扱い若しくは新規に取り扱う暗号資産又は当社及び他の暗号資産取扱業者（国内外、登録の有無を問わず、暗号資産関連取引を事業として行う者をいいます。）に関する公表されていない重要な情報であって、当社の利用者の当該暗号資産に係る投資判断に著しい影響を及ぼすと認められる情報をいいます。以下同じ。）を利用した取引を行わないこと。
- (15) 取引及び取引に付随する行為について権限を有する個人（以下、「取引担当者」といいます。）を選任すること、並びに取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。
- (16) その他当社が定める基準を満たしていること。

※当社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。

<取引担当者基準>

- 取引担当者は1アカウントにつき1名。
- 取引担当者と法人代表者は同一でも可能。
- 法人代表者に代わり当社との取引について、責任及び権限があること。
- 日本国内に居住する満18歳以上（高校生を除く）満75歳未満の行為能力を有する個人であること。
- アカウント名義人である法人の役職員であること。
- 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
 - ・現在、かつ将来にわたって、役職員が暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。
 - ・現在、かつ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。
 - ・自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。
 - ・マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。
 - ・上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断し

た場合には、取引が停止され、又は通知によりアカウントが解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自己の責任とすること。

※「反社会的勢力」には、法令規則その他の事情に鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含みます。

○ 暗号等資産関係情報（当社が現に取り扱い若しくは新規に取り扱う暗号資産又は当社及び他の暗号資産取扱業者（国内外、登録の有無を問わず、暗号資産関連取引を事業として行う者をいいます。）に関する公表されていない重要な情報であって、当社の利用者の当該暗号資産に係る投資判断に著しい影響を及ぼすと認められる情報をいいます。以下同じ。）を利用した取引を行わないこと。

○ 取引担当者の判断と責任により本取引を行うことができること。

○ その他当社が定める基準を満たしていること。

- 2 本約款により行われる全ての金銭の計上は本アカウントを用いて処理するものとします。
- 3 本アカウントはお客様お一人様につき、一アカウントとさせていただきます。
- 4 本アカウント登録の諾否は、当社が当社の審査基準に基づき判定するものとし、お客様は当社が本アカウントの登録を承諾した場合に限り、本取引を行うことができます。
- 5 前項の審査に関するお問い合わせについて、当社はその内容については開示しないものとします。
- 6 当社はお客様のお申込み承諾後に、お客様にアカウント番号及びパスワードを通知し、お客様が利用開始時に使用するアカウント番号及びパスワードが一致した場合のみ行うことができます。
- 7 当社が承諾後にお客様に通知したアカウント番号及びパスワードを使用できるのはお客様ご本人に限ることとし、これらを共同で使用し、又は他人に貸与若しくは譲渡することはできません。お客様ご本人以外の方の使用が判明した場合には、本取引の利用を停止いたします。また、お客様、アカウント番号及びパスワードが第三者により不正に使用されないよう、これを適正に管理しなければならず、お客様のアカウント番号及びパスワードにより、お客様ご本人以外の方が行った全ての取引については、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任はお客様ご本人に帰するものとします。
- 8 前項の場合において当社に損失が生じた場合は、お客様名義のアカウントを実質的に利用していた第三者をアカウントの利用者とみなして、当社は当該第三者及び名義人に対し、損害賠償を請求することができることとします。
- 9 パスワードについては、お客様の管理上必要に応じ、お客様が、お客様の責任で本システムを用いて変更できるものとします。

第6条（本人確認書類及び届出事項）

- 1 アカウント登録審査において、お客様ご本人の確認のため、下記の書類等をご提出いただきます。ご提出いただいた本人確認書類は、「個人情報保護宣言」及び「個人情報に関する公表文」に則り当社で適切に管理します。なお、ご提出いただいた本人確認書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

《個人のお客様の場合》（次の各号の場合において提出する書類）

(1) 個人番号カードがある場合

- ・個人番号カード（表裏両面）

(2) 個人番号カードがない場合

- ・通知カード又は個人番号記載の住民票
- ・顔写真付き本人確認書類（※1）

又は、顔写真なしの本人確認書類 2 種類以上（※2）

（※1）

- 運転免許証（表裏両面）
- パスポート（顔写真のページ、住所のページそれぞれが必要となります。なお、2020年2月4日以降に申請されたパスポートは、「所持人記入欄」がないため、原則として本人確認書類としてはご利用いただけません。）
- 住民台帳基本カード
- 在留カード など

（※2）

- 住民票の写し（作成・発行から3ヶ月以内のもの）
- 印鑑証明書（作成・発行から3ヶ月以内のもの）
- その他、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、お客様のご本人確認が可能であるもの

《法人のお客様の場合》（下記書類の全て）

(1) 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）

(2) 法人番号指定通知書又は法人番号印刷書類

(3) 代表者の本人確認書類（第4号に記載する書類）のうち1種類以上

(4) 取引担当者の本人確認書類（次に記載する書類）のうち2種類以上

※取引担当者と代表者が同一人である場合は、本人確認書類2種類以上をご提出ください。

- 個人番号カード（表裏両面）
- 運転免許証（表裏両面）
- パスポート（顔写真のページ、住所のページそれぞれが必要となります。なお、2020年2月4日以降に申請されたパスポートは、「所持人記入欄」がないため、原則として本人確認書類としてはご利用いただけません。）
- 住民台帳基本カード
- 在留カード
- 住民票の写し（作成・発行から3ヶ月以内のもの）
- 印鑑証明書（作成・発行から3ヶ月以内のもの）
- その他、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、お客様のご本人確認が可能であるもの

第7条（内部者登録）

- 1 お客様が本取引に関するサービスを利用するに際しては、内部者登録について定める基準に従って常に最新かつ真正なものを登録するものとします。

第8条（禁止事項）

- 1 お客様は、お客様が次の各号に定める行為を行ってはならないことにあらかじめ承諾することとします。なお、お客様の行為が当該禁止行為に該当するかどうかの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うこととします。
 - (1) その方法を問わず、当社がサーバー上で提供する取引システム（ソフトウェアを含み、以下、「本取引システム」といいます。）を改変する行為
 - (2) 本取引を自動で行うソフトウェア若しくはシステム等（以下、「自動売買ソフト等」といいます。）、本取引システム以外のツール等を使用した取引、その疑いのある行為、又は本取引システムを改変したシステム若しくは自動売買ソフト等の利用を他の顧客に勧誘する行為
 - (3) 流動性の低い時期・時間帯に当該流動性に比して過度な取引を行う行為又はお客様の属性等に比して過度な投機的取引を行う行為
 - (4) 本取引システムで通常実行できないような取引を行う行為
 - (5) 取引の如何にかかわらず本取引システム又は本取引システムの運用に対して過大に負荷を強いる行為
 - (6) 他のお客様と同調した取引を行う行為
 - (7) お客様と当社の間で交わされた電子メール、電話、書簡等の内容を当社の書面による同意を得ずに公開、複製、転載、再配布又は販売する行為
 - (8) 当社の役職員（当社の関連会社及び業務委託先の役職員を含む。）に対する暴言、恫喝、脅迫、虚言、誹謗中傷、名誉を毀損する言動又は業務を妨害する行為
 - (9) 本取引システムの脆弱性、当社若しくはお客様の通信機器、通信回線、システム機器等若しくはインターネットの脆弱性又はインターバンク市場を含めた市場等の混乱等を利用して不当に利益を得ようとする行為
 - (10) 短時間又は合理性に欠ける頻度で注文を繰り返し行う行為
 - (11) 本取引とは関係がない、又は本取引を行う目的ではないと思われる入出金を繰り返し行う行為
 - (12) 他人名義（家族名義を含む）でアカウント登録の申し込みを行うこと又は他人名義のアカウントを利用して本取引を行うこと
 - (13) 前各号のほか、当社とお客様又は他のお客様との円滑な取引に支障をきたす行為
- 2 お客様が当社と行う取引について、前項の禁止行為が行われた場合、当社は事前の通知なく当該アカウントを凍結し、過去に遡り約定を無効とすることができるものとします。これにより不足金が発生した場合、当該不足金について当社はお客様に請求できるものとします。また、当該取引により当社が損害を被った場合は、お客様は当該損害に対し賠償責任を負うものとします。なお、当社は、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、約定の無効によりお客様

に生じた損害につき、お客様に対して何らの責任も負担しないものとします。

第9条（取引時間）

- 1 お客様がお取引できる時間については、当社が定める取引時間内とします。
- 2 当社は、当社が必要と認める場合、取引時間を変更できるものとします。
- 3 当社は、当社が定める時間内において、回線及び機器の瑕疵又は障害（以下、「システム障害」といいます。）又は補修等やむを得ない事由により、予告なくサービスの一部又は全部の提供を一時停止又は中止することができるものとします。

第10条（ログインIDとパスワード）

- 1 お客様が本取引システムを使用することを当社が承諾した場合、お客様が本取引システムに入力したログインIDとパスワードの組み合わせが、当社の管理するログインIDとパスワードの組み合わせと一致した場合に限り、お客様は本取引システムの使用ができます。
- 2 お客様のログインIDとパスワードはお客様自身に限り使用することができ、第三者に貸与又は譲渡することはできません。
- 3 お客様のログインIDとパスワードを使用して、本取引システムに対して行われた売買注文にかかわる指図及び預託証拠金の払い出しにかかわる指図（以下、「本取引にかかわる指図」といいます。）、並びに連絡について、当社はお客様自身が行ったものとみなします。
- 4 お客様がログインID及びパスワードを第三者に貸与又は譲渡した場合、又はお客様の不注意、盗難、窃取、詐欺、通信の傍受、盗聴等により第三者に漏洩した場合等において、第三者が本取引にかかわる指図を行った場合には、当社がそれらをお客様による本取引にかかわる指図として扱うことにお客様はあらかじめ了承し、第三者による本取引にかかわる指図に起因して生じた結果については、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、全てお客様がその責を負うことをあらかじめ了承するものとします。

第11条（注文の受付・実行）

- 1 お客様は、当社に対し、銘柄若しくは通貨ペア、取引数量、売買の別、注文の種類、注文の有効期限等、当社があらかじめ指定する事項を明示した上で、当社に対し取引の注文を行うものとします。
- 2 お客様が当社と行う本取引の取引形態、取引銘柄若しくは取引通貨の種類、その他の注文の内容及び注文の執行方法については、当社の応じられる範囲内で、お客様があらかじめ指示することにより行うものとします。
- 3 お客様が当社と行う本取引において取り扱う銘柄若しくは通貨ペア、注文の種類・方法及び注文の有効期限を指図する場合の最大日数は、当社が定めるものとします。
- 4 お客様は、当社がこれら銘柄若しくは通貨ペア、取引数量、売買の別、注文の種類・方法、注文の有効期限等を変更できることをあらかじめ了承します。
- 5 お客様が当社に発注することのできる売買注文の数量または金額、及び建玉の限度数量または金額（以下、「最大注文限度量」といいます。）は、当社が定めるものとします。なお、お客様

の預託証拠金の額及びお客様の保有ポジション、取引実績、ご資産、ご経験等に応じて、個別のお客様の最大注文限度量を当社が定める数量の範囲に変更する場合があります。また、当社のカバー取引等によるリスク管理を困難とする形態の取引を主とするお客様に関して、事前の通知により、当該お客様の最大注文限度量を制限する場合があります。

- 6 お客様は、当社がこの最大注文限度量を変更できることをあらかじめ了承します。
- 7 お客様が本取引システムを利用して行う売買注文は、入力内容を当社が受信し確認をした時点で、受信した内容の注文を受け付けたものとします。
- 8 お客様が本取引システムを使用して当社に指示した売買注文について、当該注文が未約定の場合、当社が定める時間及び方法の範囲内において、取消又は変更等を行うことができるものとします。
- 9 当社は、前2項によりお客様から受け付けた注文につき、その内容に従い、相当な時間内に注文された取引を成立させるものとします。ただし、次の各号に掲げる事由が生じたときは、当社は注文された取引を成立させない、又は約定済み注文を取消若しくは訂正することができます。
 - (1) お客様の本アカウントにおける純資産額がポジション必要証拠金と注文必要証拠金の総額に満たなくなるとき。
 - (2) 注文の内容が法令、本約款その他当社の規定に違反するとき。
 - (3) 当社がカバー先とのカバー取引ができないとき。
 - (4) 注文が本取引システムにおける価格等の誤表示に基づくものであるとき。
 - (5) お客様の本アカウントが凍結されているとき。
 - (6) その他取引を成立させるのが相当でないと当社が判断したとき。
- 10 お客様の操作の誤りにより成立した売買注文に関する責はお客様が負い、当社はその責を負わないものとします。
- 11 当社は、以下の事由が生じたときは、新たな注文を受け付けないことができることとします。
 - (1) お客様の届け出た住所・電子メールアドレス宛てに当社によりなされた本取引に関する諸通知が、転居、不在その他当社の責めに帰さない事由により、延着し、又は到達しなかったとき
 - (2) ご登録の住所、電話番号、電子メールアドレス等の変更の届出がなく、当社からの連絡が行えない状態となっているとき
 - (3) お客様が当社のアカウント登録申込受付基準に反することが判明した場合、又は本約款、契約締結前交付書面、個人情報等の取扱いについて等の内容にご同意いただけないとき
 - (4) 本アカウントに対して異名義での入金が行われたとき
 - (5) 取引を伴わない目的不明の入出金や属性に見合わない入出金があったと当社が判断したとき
 - (6) 当社が行うお客様の取引状況、入出金状況、登録属性情報、その他の事項に関する連絡に対し、一定期間を経過しても連絡やご回答を頂けないとき
 - (7) 「犯罪収益移転防止法」等の法令、本約款及びその他の規定等に違反、又は違反する疑いがあると当社が判断し、その調査を行うとき

- (8) お客様の本アカウントが凍結されているとき
 - (9) 追加証拠金額が0円となっていない場合
 - (10) 本約款第8条第1項各号のいずれかに該当する行為があったとき、又は本約款第24条第1項各号若しくは第2項各号のいずれかに該当したとき
- 12 市場・経済事情、カバー先からのレート配信状況及び当社におけるレート生成方法等により、お客様にとって不利なレートで約定することがあること、また、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあることを、お客様はあらかじめ了承するものとします。
- 13 本取引は、お客様と当社との相対取引となるため、お客様の注文に対しては、当社の応じ得る範囲内で約定を行います。そのため銘柄若しくは通貨ペア、売買の別、注文の種類・方法、注文の有効期限等によってはお客様のご注文が約定しづらくなる、又は約定しない場合があります。また、お客様からのご注文が殺到した場合等には、ご注文の全部又は一部の約定が遅延したり、売買注文が約定しなかったりするほか、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定する場合、及びシステム障害等の事象が発生する場合があることをお客様はあらかじめ了承するものとします。

第12条（預託証拠金）

- 1 お客様は、本取引を開始する前に本取引により生じるお客様の一切の債務を担保するため、当社に証拠金を預託するものとします。証拠金の預託は現金（円貨）により行うものとし、有価証券や暗号資産等による預託は受入れないものとします。
- 2 お客様からの預託証拠金の返還依頼は当社所定の方法で行うものとします。平日15時以降に受付けたご依頼については翌銀行営業日に返還請求を受けたものとして取り扱います。
- 3 当社は、お客様から出金可能額の範囲内で、全部又は一部の返還請求を受けた場合、当該請求を受けた日から起算して、原則3営業日以内に当該請求に係る額をお客様に返還するものとします。
- 4 当社はお客様に事前に通知することなく、ポジション必要証拠金の料率を変更することができるものとします。
- 5 お客様が新規の取引を開始するためには、純資産額がポジション必要証拠金額以上である必要があります。必要な証拠金が全額当社に預託されていない場合、お客様が申し出た注文は無効となります。
- 6 当社は、本取引に係るお客様の債務の弁済を受けるまでは、預託証拠金を担保として留保することができるものとします。
- 7 当社は、お客様が当社の指定した日までに債務を弁済しない場合は、事前に通知することなく、前項の規定により留保された金銭をもって当該債務に充当することができるものとします。この場合において、その充当につき不足が生じるときは、不足額についてお客様から追徴するものとします。
- 8 お客様からお預かりした預託証拠金及び本取引により生じた売買差益金その他の本取引に関する金銭に対しては、利息が発生しないことをあらかじめ承諾するものとします。
- 9 お客様は、前各項に定めるほか、本取引に係る預託証拠金の取扱いについては契約締結前交付

書面、その他当社の定める基準等を遵守するものとします。

第13条（入金について）

- 1 本取引を行うにあたり、お客様は、本アカウントに振込送金する方法により証拠金の入金を行うものとし、当社は、原則として、お客様からの入金を確認した後に本アカウントの株式 CFD のアセット区分に入金処理するものとします。ただし、お客様からの入金を確認した後であっても、当社及び金融機関の事務処理の都合上、入金処理までに時間がかかる場合があり、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。
- 2 お客様は、インターネットの通信環境や当社又は金融機関のシステム障害等の諸事情により入金が遅延する場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
- 3 お客様は、ご本人名義の金融機関から本アカウントへ証拠金の振込をすることとし、振込人名義が、当社の本アカウント名義と相違している（以下、「異名義による振込」といいます。）場合には、入金処理後であっても原則としてお客様ご自身で当該振込入金の組戻し処理を行うこととし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。
- 4 異名義による振込があった場合には、お客様にポジションがある場合や売買成立後であったとしても、当該振込入金を取り消し、また、お客様のお取引を制限させていただく場合があり、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。また、振込入金の取消又は取引の制限により発生するロスカットや注文の未約定などのリスクについては、当社はその責を負わないものとします。
- 5 クイック入金システムは時間帯にかかわらず入金可能なサービスとなりますが、即時入金を保証するものではなく、即時に反映しなかったことにより生じた損失・機会利益の逸失、費用負担についてはお客様のご負担となることを、お客様はあらかじめ承諾するものとします。

第14条（出金について）

- 1 お客様は、パソコン用若しくはスマートフォン用本取引システムより依頼する方法により、本アカウントにおける預託証拠金残高の出金予約を行うものとし、当社は、原則として、お客様からの出金予約を確認した後に出金処理するものとします。ただし、当社での出金処理が完了しても、金融機関の事務処理の都合上、出金処理までに時間がかかる場合があり、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。
- 2 お客様は、インターネットの通信環境や当社又は金融機関のシステム障害等の諸事情により出金が遅延する場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
- 3 当社は、お客様より登録されたお客様名義の金融機関の口座へのみ出金処理を行います。ご登録いただいた金融機関や口座番号等に誤りがあった場合は、出金処理が遅延又は中止される可能性があることをお客様はあらかじめ同意するものとします。

第15条（証拠金自動振替機能）

- 1 本取引において複数のアセット区分で建玉を保有する場合、お客様が預託した証拠金を、アセット区分ごとの証拠金維持率が均一（必要証拠金額がゼロであるアセット区分については実預

託額がゼロ。)となるよう、預託証拠金残高を自動的に振り替える機能(以下、「証拠金自動振替機能」という。)が備わっています。証拠金自動振替機能の初期設定は有効(ON)となっていますが、お客様自身で有効・無効(ON・OFF)の切替えを行うことができるものとします。

- 2 証拠金自動振替機能が有効(ON)の場合、1時間に1回の定期タイミングや入出金時、注文発注時等に当該機能が実行されます。無効(OFF)に切り替えていたとしても、追加証拠金判定時や不足金発生時、その他当社が必要と判断したタイミングにおいては、お客様が設定した証拠金自動振替機能の有効・無効(ON・OFF)に関わらず、当社の任意で本機能の実行及び有効・無効(ON・OFF)の設定を行うことについて、あらかじめ承諾するものとします。

第16条(追加証拠金、マージンカット)

- 1 毎営業日の証拠金維持率判定において、いずれかのアセット区分の証拠金維持率が100%を下回っていた場合には、当社は次の各号に定める事項を、お客様に通知することなく、当社所定の方法において実施できるものとします。
 - (1) 全てのアセット区分の新規取引の停止
 - (2) 全てのアセット区分の出金予約の停止
 - (3) 全てのアセット区分における全ての発注済み新規未約定注文の取消
 - (4) 出金予約済みの場合は、出金予約の取消
 - (5) 証拠金自動振替設定の無効化(OFF)
- 2 前項各号に定める事項を当社において実施後、証拠金自動振替機能を実行し(ご自身で証拠金自動振替設定を無効(OFF)にしている場合も含まれます。この場合、実行後に証拠金自動振替設定は改めて無効(OFF)となります。)、なおいずれかのアセット区分の証拠金維持率が100%未満の場合には、追加証拠金が発生するとともに、全てのアセット区分の保有建玉についてロールオーバー時の建て直しを行わず、評価損益の実現は行われません。お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。
- 3 追加証拠金が発生したにもかかわらず、所定の期限までに追加証拠金額が0円とならない場合には、当社がお客様に事前に通知することなく、お客様の計算において全てのアセット区分の全ての未決済ポジションを反対売買により強制決済(マージンカット)することとし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。
- 4 追加証拠金が発生した場合において、その後の取引レートの変動により、お客様の証拠金維持率が100%以上となったとしても、追加証拠金の解消とはなりません。
- 5 お客様が追加証拠金額以上の現金を当社に差し入れた場合でも、その理由の如何にかかわらず、追加証拠金が発生しているアセット区分への入金反映が所定の期限に間に合わなかった場合には、マージンカットが執行されることがあることをあらかじめ承諾するものとします。
- 6 マージンカット執行時に約定することができる有効な取引レートがなかった場合又は取引時間外の銘柄についてはマージンカット待ちとなり、約定することができる有効な取引レートが配信されたとき又は翌営業日の取引再開時にマージンカットされるものとします。翌営業日が各国の祝祭日等で休場の場合は、休場明けの取引再開時にマージンカットされるものとします。なお、マージンカット待ちとなった場合、マージンカットが完了するまで、追加の入金を行っ

たとしても追加証拠金は解消されず、新規の取引も行うことはできないものとします。

- 7 お客様は、当社がマージンカットを行った場合に生じる売買損金をお客様に事前に通知することなく預託証拠金から差し引くこと、また売買損金額が預託証拠金の額を上回った場合、その差額を当社が指定する期限までに差し入れることをあらかじめ承諾するものとします。
- 8 本条で定める証拠金維持率判定時刻、追加証拠金の入金等の方法、期限、マージンカット執行時刻等は、当社の判断によって変更することができるものとします。

第 17 条（不足金について）

1 いずれかのアセット区分において、保有建玉がない状態で純資産額が 0 円を下回り不足金が発生した場合には、証拠金自動振替設定が有効（ON）であれば当該設定により他アセット区分からの自動振替を実行するものとします。証拠金自動振替設定が無効（OFF）の場合又は自動振替が実行されたにもかかわらず不足金が増加しない場合には、当社は次の各号に定める事項を、お客様に通知することなく、当社所定の方法において実施できるものとします。

- (1) 全てのアセット区分の新規取引の停止
- (2) 全てのアセット区分の出金予約の停止

2 前項の不足金が発生した営業日終了時点においても不足金が増加しない場合には、当社は次の各号に定める事項を、お客様に通知することなく、当社所定の方法において実施できるものとします。

- (1) 全てのアセット区分における全ての発注済み新規未約定注文の取消
- (2) 全ての出金予約の取消

3 前項に定める事項を当社において実施後、証拠金自動振替機能を実行し（ご自身で証拠金自動振替設定を無効（OFF）にしている場合も含まれます。この場合、実行後に証拠金自動振替設定は改めて無効（OFF）となります。）、なお不足金が増加しない場合には、全てのアセット区分の保有建玉についてロールオーバー時の建て直しを行わず、評価損益の実現は行われません。

4 前項の不足金を所定の期限までに解消しない場合には、当社がお客様に事前に通知することなく、お客様の計算において全てのアセット区分の全ての未決済ポジションを、反対売買により強制決済することとし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。

5 お客様が不足金額以上の現金を当社に差し入れた場合でも、その理由の如何にかかわらず、不足金が発生しているアセット区分への入金の反映が所定の期限に間に合わなかった場合には、反対売買による強制決済が執行されることがあることをあらかじめ承諾するものとします。

6 強制決済時に約定することができる有効な取引レートがなかった場合又は取引時間外の銘柄については強制決済待ちとなり、約定することができる有効な取引レートが配信されたとき又は翌営業日の取引再開時に強制決済されるものとします。翌営業日が各国の祝祭日等で休場の場合は、休場明けの取引再開時に強制決済されるものとします。なお、強制決済待ちとなった場合、強制決済が完了するまでの間に不足金を入金しても、新規の取引を行うことはできず、強制決済は執行されます。

7 お客様は、当社が第 4 項の反対売買による強制決済を行った場合に生じる売買損金額が預託証拠金の額を上回った場合、その差額を当社が指定する期限までに差し入れることをあらかじめ承

諾するものとします。

8 本条で定める不足金の入金等の方法、期限、強制決済時刻等は、当社の判断によって変更することができるものとします。

第18条（ロスカット）

- 1 各アセット区分において証拠金維持率が当社の定める基準に達した場合、当社は、お客様に事前に通知することなく、お客様の当該アセット区分の未約定の注文を全て取り消すとともに、お客様の計算において当該アセット区分の全ての未決済ポジションを、反対売買により差金決済すること（以下、「ロスカット」といいます。）とし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。
- 2 ロスカットの執行において、当社の定める基準を大きく超えて約定した場合又はロスカットの約定によりお客様が預託した証拠金以上の損失が発生した場合においても、当社はその責を負わないものとします。
- 3 お客様が新たに現金を当社に入金した場合でも、当該アセット区分への入金反映が間に合わず、ロスカットが執行されることがあることをあらかじめ承諾するものとします。
- 4 お客様は、当社がロスカットを行った場合に生じる売買損金をお客様に事前に通知することなく預託証拠金から差し引くこと、また、売買損金額が預託証拠金の額を上回った場合、その差額を当社が指定する期限までに差し入れることをあらかじめ承諾するものとします。
- 5 第1項に定めるロスカットの基準は当社の判断によって変更することができるものとします。
- 6 ロスカットは、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先等からの配信レートをもとに、約定の可能性が高いと考えられるレートを生成し適用することがあります。そのため、お客様にとって不利なレートで約定することがあること、また、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあることを、お客様はあらかじめ了承するものとします。
- 7 証拠金維持率が当社の定める基準に達した場合、ロスカットは、原則としてロスカット注文が執行された時にお客様に配信している価格で約定しますが、ロスカット注文や他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要する場合があります、当社の定める当該基準から大きく乖離した価格で約定することがあることを、お客様はあらかじめ了承するものとします。
- 8 TOSSY 証券 CFD 取引及び TOSSY 商品 CFD 取引において、限月の交代により提示する取引レートが大きく上昇したことで必要証拠金額も大きく上昇し、それによりロスカットルールが適用される場合があることを、お客様はあらかじめ承諾するものとします。

第19条（取引レート、金利調整額及びスワップポイント）

- 1 お客様が当社との間で行う本取引に係る取引レート、金利調整額及びスワップポイントについては、各金融市場及びカバー先等のレート等に基づいて当社が提示する取引レート、金利調整額及びスワップポイントが適用されるものとします。
- 2 お客様は当社に対し、前項に定める各市場及びカバー先等のレートに基づいて当社が提示する取引レート以外のレートを主張できないことをあらかじめ承諾するものとします。
- 3 お客様は、指値注文についてはお客様がご注文された価格で約定する（暗号資産 CFD におい

ては土曜日のメンテナンス明け、それ以外のアセット区分においては週明けに当社が初めて配信する価格がおお客様の指値注文の価格に達していた場合のみ、当該初めて配信する価格で約定します。) こと、並びに即時注文、逆指値注文、一括決済、クイック決済、ロスカット及びマージンカットについては、取引レートの変動等により実際の約定価格が、お客様の発注時において取引画面に提示されていたレート又はお客様の指定した取引レートとは同一にならない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

4 システムのメンテナンス中及び障害時は、レートを配信できないことをあらかじめ承諾するものとします。

5 お客様は、お客様のシステム環境、あるいはご利用いただくソフトウェアの仕様等により、お客様ごとに瞬間的に提示するレートが異なる場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

第 20 条 (価格調整額)

1 株価指数 CFD 及びバラエティ CFD の各銘柄並びに商品資源 CFD のうち「原油」、「天然ガス」、「コーン」、「大豆」、「小麦」、「生牛」、「赤身豚肉」、「綿花」、「砂糖」、「コーヒー」、「ココア」及び「オレンジジュース」の銘柄については、参照する先物の限月交代に伴い、参照中の限月と次回参照予定の限月の価格差を調整するため、当社の計算による価格差分の金額を付与 (マイナス金額もあります) するものとします。

2 決定された調整額の通知は当社ホームページや取引画面等で行います。

3 価格調整を行う日付は、決定次第、事前に当社ホームページや取引画面等に掲載します。

4 お客様は、価格調整額の決定において、1 円未満の端数が発生した場合には、これを切り捨てた金額となることをあらかじめ承諾するものとします。

5 価格調整による価格水準の変動によりお客様の意図しない価格での約定を防止するため、価格調整が行われる営業日終了後から翌営業日開始までの間に、価格調整の対象銘柄にかかる注文中の指値注文及び逆指値注文 (新規注文、決済注文を問わず、IFD 注文や OCO 注文等の複合注文を含みます。) は全て取消されるものとします。

第 21 条 (権利調整額)

1 原資産を株式とする銘柄については、当該株式の配当金またはこれに類する権利 (金額等の根拠情報があるものに限る。) が発生する場合に、権利落ち日の前営業日終了時のロールオーバーにおいて、対象となる銘柄の買建玉を保有する場合、原資産の配当金等支払開始予定日に権利調整額が付与され、売建玉を保有する場合、権利調整額の見込み額を配当金等支払い開始予定日まで預託証拠金残高から拘束され、配当金等支払い開始予定日に権利調整額を支払うものとします。

2 前項のうち、米国証券 (米国株式、米国 ETF、米国 ETN) を原資産とする場合、権利落ち日の前営業日終了時のロールオーバーにおいて、対象となる銘柄の買建玉を保有する場合、当該配当金等の額から米国現地の源泉徴収税率 10% を差し引いた額が権利調整額として付与されます。

3 権利調整額の受払いは円貨で行われ預託証拠金残高に反映します。

4 権利調整額を付与する日付及び金額は、決定次第、事前に当社ホームページや取引画面等に掲

載します。

5 お客様は、権利調整額の決定において、1円未満の端数が発生した場合には、これを切り捨てた金額となることをあらかじめ承諾するものとします。

第22条（コーポレートアクション）

1 原資産を株式とする銘柄については、株式分割・株式併合、配当金またはこれに類する権利（金額等の根拠情報がないものに限る。）の発生、その他これに類するイベント（以下、「CA」という。）が発生する場合には、原則として、当社が定める営業日（以下、「新規注文受付停止日」という。）からCAが発生する日（以下、「CA発生日」という。）までの期間は、当該銘柄の新規注文の受付を停止し、また、新規注文の受付停止の手続き後に、当該銘柄の全ての新規未約定注文およびこれに紐づく決済注文の取り消しを行うものとします。

2 決済注文受付停止日からCA発生日までの期間は、当該銘柄の決済注文の受付を停止するとともに、当該銘柄の全ての決済未約定注文の取り消しを行うものとします。その後、当社が定める期日までにお客様自身で決済されなかった当該建玉を、お客様に代わり当社の任意のタイミングで決済処理を行います。

3 新規注文及び決済注文の受付は、CA発生日に、CAの実施が確認された後、再開するものとします。

4 新規注文受付停止日および決済注文受付停止日の日程は、事前に当社ホームページや取引画面等で通知します。

第23条（建玉持高の制限）

1 当社は公的機関からの命令・指導、経済情勢、その他合理的な事情により、お客様の保持することのできる建玉持高（ポジション）の上限を制限することができるものとします。

第24条（期限の利益の喪失）

1 お客様について、次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社から通知、催告等がなくても、お客様は、当社に対する本取引及びポジション等に係る一切の債務について期限の利益を失い、お客様は直ちに債務を弁済するものとします。また、当社は、当該債務とお客様の当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権を、その債権の期限にかかわらず、お客様に事前に通知することなく、いつでも相殺することができるものとします。

(1) 支払の停止、私的整理手続又は破産、会社更生手続、民事再生手続若しくは特別清算手続開始申立があったとき

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき

(3) お客様の当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送されたとき

(4) お客様の当社に対する本取引に係る債務について差し入れている担保の目的物について仮差押、差押又は、競売手続の開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当又は類する事由に該当した場合を含む。）があったとき

- (5) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当又は類する事由が生じたとき
 - (6) 住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって、当社においてお客様の所在が不明となったとき、あるいは、当社からの電話等による連絡等が不可能であると当社が判断したとき
 - (7) 海外に居住することとなったとき
 - (8) 死亡したとき
 - (9) 心身機能の重度な低下により、本取引の継続が著しく困難又は不可能となったとき
 - (10) お客様が当社の業務に支障をきたす行為を行ったとき
- 2 お客様について、次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社の請求によって、お客様は、当社に対する本取引に係るお客様の債務は期限の利益を失い、お客様は直ちに債務を弁済するものとします。また、当社は、その債務とお客様の当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権を、その債権の期限にかかわらず、お客様に事前に通知することなく、いつでも相殺することができるものとします。
- (1) お客様の当社に対する本取引に係る債務又はその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき
 - (2) お客様の当社に対する債務（ただし、本取引に係る債務を除く。）について差し入れている担保の目的物について仮差押、差押又は競売手続の開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当又は類する事由に該当した場合を含む。）があったとき
 - (3) お客様が当社との本約款又はその他当社の定める規定に違反したとき
 - (4) 第7条第1項のいずれかに抵触したとき
 - (5) 前項3号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき

第25条（支払不能又は不能となる恐れがある場合等における本取引）

- 1 お客様が前条第1項各号のいずれかに該当したときは、当社は任意に、お客様への事前の連絡や、お客様の承諾を必要とすることなく、お客様が本アカウントを通じて行っている全ての本取引につき、それを決済するために必要な反対売買を行い、決済することができるものとします。
- 2 お客様が本取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、当社は任意に、お客様への事前連絡や、お客様の承諾を必要とすることなく、当該遅滞に係る本取引を決済するために必要な反対売買を行い、決済することができるものとします。
- 3 お客様が前条第2項の各号のいずれかに該当したときで、当社から請求があった場合には、お客様は、当社の指定する日時までに、当社の本アカウントを通じて行っている全ての本取引を決済するために必要な反対売買等を、当社に注文するものとします。
- 4 前項の日時までに、お客様が反対売買の注文を行わないときは、当社は任意に、それを決済するために必要な反対売買等を行うことができるものとします。
- 5 本条に定める反対売買等を行った結果、お客様が預託された証拠金以上の損失が生じた場合には、お客様は当社に対して、その額に相当する金銭を直ちに支払うものとします。

第 26 条（差引計算）

- 1 お客様は、当社との一切の取引において、下記に列挙する事項のいずれかに該当した場合、当社の通知により、当社に対して負担する一切の債務について期限の利益を喪失するものとし、当社は、その債務とお客様の当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権を、その債権の期限にかかわらず、お客様に事前に通知することなく、いつでも相殺することができるものとします。
 - (1) アカウント登録時に虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - (2) 本約款のいずれかの規定に違反した場合
 - (3) 当社 Web サイトの運営若しくは当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為を行ったと当社が認定した場合
 - (4) お客様が支払通貨の異なる損益（評価損益含む）を有する場合、当社規定の通貨に換算してその損失額が規定した評価額を超える場合
 - (5) その他、当社が取引を継続することが不適切であると認めた場合
- 2 第 24 条及び前項の相殺ができる場合には、当社は事前の通知及び所定の手続きを省略し、お客様に代わり取引証拠金及び預け金の払戻しを受け、お客様の債務の弁済に充当することができるものとします。
- 3 前項によって差引計算を行う場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間の計算実行の日までとし、債権債務の利率については、当社の定める利率及び率によるものとし、また差引計算を行う場合、債権及び債務の支払通貨が異なるときに適用する外国為替相場については、当社の指定する通貨によるものとし、お客様の当社に対する外貨建ての債務を円貨額に換算する場合は当社の指定する外国為替レートを適用するものとします。

第 27 条（預り資産等の処分）

- 1 お客様が当社と行う一切の取引に関し、当社に対し負担する債務を履行しなかった場合には、当社は、通知、催告等を行わず、かつ法律上の手続によらないで、証拠金等として差し入れた現金及び当社が占有しているお客様の有価証券等をお客様の計算において、当社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残高を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当することができ、また、お客様は当該弁済を行った結果、残債務がある場合は直ちに弁済を行うものとします。

第 28 条（遅延損害金の支払い）

- 1 お客様が当社と行う本取引に関し、当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社は、請求により、履行期日の翌日から債務全額の支払いに至るまで、年率 14.6%の割合による遅延損害金を申し受けることができるものとします。

第 29 条（債権譲渡等の禁止）

- 1 お客様が当社に対して有する債権は、他に譲渡、質入れ、その他処分をすることができないものとします。

第 30 条（取引報告書及び受領証）

- 1 当社は、金融商品取引法又は商品先物取引法に規定する書面について、次の各号の事由が生じた場合、お客様に対し交付するものとします。
 - (1) お客様の注文が約定したとき。
 - (2) 当社がお客様から証拠金を受領したとき。
- 2 前項で定める書面について、書面交付に代えて法に基づき電磁的方法等によって交付するものとします。

第 31 条（情報の提供等）

- 1 当社は、金融商品取引法及び商品先物取引法に規定される各種交付書面について、書面交付に代えて金融商品取引業等に関する内閣府令（以下、「府令」といいます）又は商品先物取引法施行規則（以下、「施行規則」といいます）に定める電磁的方法によって交付（以下、「電子交付」といいます）することができるものとします。当社は、お客様が本契約の同意をもって電子交付を承諾したものとし、次の各号の定めるところによって電子交付を行うものとします。
 - (1) 当社は、次に掲げる方法によって電子交付を行うものとします。
 - イ) 当社が契約しているデータセンターで運営されているホームページ内の認証が必要とされる特定の画面等（以下「当社顧客画面」といいます）に顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法（府令 56 条第 1 項 1 号イ及び施行規則 90 条の 3 第 1 項 1 号イに規定される方法）
 - ロ) 当社の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法（府令第 56 条第 1 項第 1 号ハ及び施行規則 90 条の 3 第 1 項 1 号ハに規定される方法）
 - ハ) 閲覧ファイルに記録された記載事項を、当社ホームページを通じてお客様の閲覧に供する方法（府令 56 条第 1 項 1 号ニ及び施行規則 90 条の 3 第 1 項 1 号ニに規定される方法）
 - (2) 当社は、次に掲げる交付書面を電子交付によって提供することができるものとします。
 - イ) 契約締結前交付書面等
 - ロ) 取引報告書兼残高報告書兼証拠金受領通知書（日次）
 - ハ) 取引残高報告書（月次）
 - ニ) 四半期報告書
 - ホ) 期間損益報告書
 - ヘ) 年間損益報告書
 - (3) お客様が、当社から交付書面を電子交付によって提供を受けるためには、当社が推奨するバージョン以上の Adobe Reader 等の PDF ファイル閲覧用ソフト及び当社が推奨するバージョン以上のブラウザソフトを必要とします。
 - (4) 金融商品取引法、商品先物取引法その他法令諸規則の変更及び監督官庁の指示並びにその他当社が必要と判断した場合、電子交付に代えて、既に電子交付された書面も含めて、紙媒

体により交付等を行うものとします。

第 32 条（報告）

- 1 お客様は、第 24 条第 1 項及び第 2 項の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当社に対し直接書面をもってその旨の報告をするものとします。

第 33 条（届出事項の変更）

- 1 お客様は、当社に届け出たお客様の氏名若しくは名称、住所若しくは事務所の所在地、電話番号、電子メールアドレスその他の事項に変更があったときは、当社に対し直ちに当社の指定する方法をもってその旨の届出をするものとします。また、届出がない場合、あるいは届出が遅延した場合等により生じたお客様の損失に対しては、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社は一切その責を負わないものとします。

第 34 条（報告書等の作成及び提出）

- 1 お客様は、当社がお客様に係る本取引の内容その他について、日本国の政府機関等宛てに報告することを日本国の法令等に基づき要求される場合には、当社がかかる報告をすることに異議を述べないものとします。この場合、お客様は、当社の指示に応じて、当該報告書その他の書類の作成に協力するものとします。
- 2 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成及び提出に関して発生した一切の損害については、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社は免責されるものとします。

第 35 条（クライアント環境の障害等）

- 1 お客様は、お客様の電子機器、通信機器、通信回線等（以下、「クライアント環境」といいます。）に障害が生じた場合は、お客様の責任において障害を取り除くこととし、当社がクライアント環境の障害等について一切の問合せを受けないことにあらかじめ同意することとします。
- 2 お客様は、クライアント環境に対する操作の誤り、クライアント環境の不具合、誤作動又は障害等に起因してお客様が被った損害・損失については、全てお客様に帰属し、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社は一切その責を負わないこととします。

第 36 条（スマートフォン向け取引システム）

- 1 スマートフォン向けの本取引システムについては、スマートフォン取引機器に使用されているハードウェアやソフトウェアが多様であり、全ての機種について動作確認が行われているわけではありません。このため、スマートフォン取引機器の機種によっては動作又は表示に不具合や誤作動が生じたり取引ができなかったりする可能性があります。お客様は、実際の取引で使用しても問題がないとお客様が独自に判断した場合に限り、スマートフォン取引機器を利用することとします。
- 2 当社がスマートフォン取引機器用に提供する本取引システムで利用できるサービスとパソコン版取引ツールで利用できるサービスとでは、一部、利用できるサービスに差があります。

- 3 スマートフォン取引機器用の本取引システムで実際の取引を行い、何らかのシステム的な問題又は通信の遅延等が発生した結果、お客様が損害等を被った場合でも、その責は全てお客様が負うこととします。
- 4 本条の定めは当社が推奨するスマートフォン取引機器の機種についても適用されることとします。

第 37 条 (免責事項)

- 1 お客様は、次に掲げるお客様の損害及び損失について、当社及び当社ウェブサイトへの情報提供元は免責されることに異議がないことをあらかじめ承諾するものとします。
 - (1) 天災地変、戦争、政変、同盟罷業、外貨情勢の急変、各国の市場またはインターバンク市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、本取引に係る注文の執行、金銭の授受又は寄託の手続き等が遅延し、若しくは不能となったことにより生じた損害及び損失
 - (2) 証券市場・商品取引市場・外国為替市場等の閉鎖、混乱又は規則の変更等の理由により、お客様の本取引に係る注文に当社が応じ得ないことにより生じる損害及び損失
 - (3) ログイン ID・パスワードの誤入力、忘却、SNS アカウントとの誤連携等、お客様自身の責任により、お客様が本取引に係る注文を当社に出せなかったことにより生じた損害及び損失
 - (4) お客様の錯誤、誤入力若しくは誤操作によって成立したお客様の意図しない取引又は不成立となった取引により生じた損害及び損失
 - (5) お客様が日本国外から通信を行った場合であって、本取引システムが正常に作動しなかったこと、又は当社の判断により特定の国若しくは特定の通信サービスからの通信を遮断したことによりお客様に生じた損害及び損失
 - (6) 電信、インターネット、携帯電話設備又は郵便等通信手段における誤謬、遅延等、当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害及び損失
 - (7) 所定の書類に使用された印影又は署名と届出の印鑑又は署名鑑とが相違ないものと当社が故意又は重大な過失なく認めて、金銭の授受、その他の処理が行われたことにより生じた損害及び損失
 - (8) 国内外の休日及び金融機関の休日等又は当社の取引時間外のために、お客様の注文に応じえないことにより生じる損害及び損失
 - (9) お客様若しくはお客様以外の第三者が入力したログイン ID・パスワードと当社に登録されているログイン ID・パスワードの一致、又は SNS アカウントによるログインを確認して行った取引及び金銭の授受その他の処理により生じた損害及び損失。ただし、当社に故意又は重大な過失があった場合を除く
 - (10) お客様のコンピューターのハードウェアやソフトウェア、携帯端末等の故障・誤作動、当社のコンピューターシステム、ソフトウェア等の故障、誤作動（当社に故意又は重大な過失がある場合を除く）、市場関係者や第三者が提供するシステム、オンライン、ソフトウェアの故障・誤作動、通信回線のトラブル等、本取引に係る一切のシステムに係る障害により生じた損害及び損失

- (11) マージンカット又はロスカットによる建玉の処分により生じた損害及び損失
- (12) 本取引に関連してお客様が受け取る情報の誤謬、停滞、省略及び中断並びにシステム障害等により生じる損害及び損失。ただし、当社に故意又は重大な過失があった場合を除く
- (13) 市場取引等の急激な変動に伴う約定価格の乖離により生じた損害及び損失
- (14) 注文の殺到等に伴う取引の全部又は一部の履行遅延、履行不能により生じた損害及び損失
- (15) 市場レートから乖離したレートによる約定により生じた損害及び損失
- (16) 当社が提供するチャートを含む情報の表示あるいは更新停止により生じる損害及び損失
- (17) お客様が本約款又はその当社の定める規定に違反し、それに対して当社が行った措置により生じた損害及び損失
- (18) その他、当社の責めに帰すことのできない事由の発生により、お客様が被った損害及び損失

第 38 条 (解約)

- 1 次の各号のいずれかに該当し、又はお客様が第 24 条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、お客様との間の本取引は解約されることとします。
 - (1) お客様が当社に対し本取引の解約の申し入れをしたとき。ただし、お客様にポジションがある場合や不足金がある場合を除く
 - (2) お客様が法令等及び本約款、その他関連する規定の内容に違反し、又は違反する疑いがあると当社が判断したとき
 - (3) お客様が当社に対する届出事項について虚偽の届出を行っていたことが判明したとき
 - (4) お客様が当社（当社の関連会社及び業務委託先を含む。）の名誉又は信用を毀損したと当社が判断したとき
 - (5) お客様が当社（当社の関連会社及び業務委託先を含む。）の業務の運営又は維持を妨げていると当社が判断したとき
 - (6) お客様が反社会的勢力の団体及び団体員並びに団体関係者に該当すると当社が判断したとき
 - (7) お客様からの預り資産の全部又は一部が、犯罪行為によって不正に取得した疑いがあると当社が判断したとき
 - (8) お客様が、日本国内の居住者でないことが判明した場合、また、お客様から非居住者になる旨の届出があったとき
 - (9) お客様の取引方法や取引数量等に鑑み、お客様のご注文を当社で許容できないと合理的に判断したとき
 - (10) お客様の本アカウントが他人名義又は架空名義で登録されていると当社が合理的に判断したとき
 - (11) お客様の本アカウントでのお取引及び全ての残高がなくなった後、相当期間が経過したとき
 - (12) 前各号のほか、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切であると

認めたとき

- 2 お客様との間の本取引を解約する場合において、お客様が当社と行う本取引のポジションが残存するとき、又はお客様の当社に対する債務が残存するときは、残存するポジションを反対売買により決済した上で、当社とお客様の間の債権債務を清算するものとします。
- 3 前項の場合に、特別に発生した諸費用はお客様がその都度当社に支払うものとします。

第 39 条（取引サービスの中止及び廃止）

- 1 やむを得ない事情がある場合、お客様に事前に通知することにより、当社は本取引サービスの提供を中止又は廃止することができることとし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。
- 2 お客様は、前項により通知された取引サービスの中止・廃止日までに、全てのポジションを反対売買し本取引を終了することをあらかじめ承諾するものとします。
- 3 お客様は、当該中止・廃止日にお客様のポジションが残存する場合には、当該ポジションを当社が反対売買を行うことをあらかじめ承諾するものとします。

第 40 条（通知の効力）

- 1 本取引に関する諸通知については、お客様が当社に届出た名称、住所若しくは事務所又は電子メールアドレス宛に、当社が発信した時にその効力を生じるものとします。
- 2 本取引に関する諸通知が、お客様の転居、不在その他当社の責めに帰すことのできない事由により延着し、又は到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとみなして取扱うものとします。

第 41 条（損害賠償についての制限）

- 1 当社の責に帰すべき事由であっても、その如何にかかわらず、お客様の得べかりし利益について当社はその一切の責を負わないものとします。

第 42 条（公租公課）

- 1 お客様は、本取引に係る公租公課をお客様ご自身の負担により支払うものとします。

第 43 条（適用される法律）

- 1 本約款は、日本国の法律に準拠し、日本国の法律に従い解釈されるものとします。

第 44 条（合意管轄）

- 1 お客様と当社との間の本取引に関する訴訟については、法令に別段の定めのある場合を除き、当社本店所在地を管轄する裁判所を第一審の合意専属管轄裁判所とします。

第 45 条（クーリングオフ）

- 1 お客様は本取引の性格上、取引成立後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）

は出来ないものとします。

第 46 条（個人情報の取扱い）

- 1 当社は、個人情報の保護に関する法律、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、主務大臣のガイドライン及び、認定個人情報保護団体の指針等に基づき、お客様の情報のうち個人情報に該当するものを適切に取り扱い、当社の「個人情報に関する公表文」で定める個人情報等の利用目的及び、本条で定める米国税務当局における課税執行のために米国財務当局に提供する目的以外の目的では利用いたしません。
- 2 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として、以下の（1）、（2）又は（3）に該当する場合（該当する可能性がある」と当社が判断する場合を含む。）、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名／名称、住所／所在地、米国納税者番号、アカウント番号、アカウント残高、アカウントに発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報。）を米国税務当局に提供することがあります。
 - （1）米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
 - （2）米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織（金融機関を除く）
 - （3）FATCA の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除く。）
- 3 お客様は、本アカウントの登録に当たり、当社の「個人情報の取扱いについて」及び、本条第 2 項の内容を承諾するものとします。

第 47 条（本約款の変更）

- 1 本約款は、法令の変更、監督官庁の指示その他必要が生じたときに変更されることがあります。また、本約款は、当社の判断により、契約をした目的に反しない限度で、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的な変更がされることがあります。
- 2 当社は、前項の規定に基づき本約款を変更する場合には、変更する旨及び変更後の内容、効力の発生時期を、店頭表示、インターネットその他の相当の方法によりお客様に周知します。当該効力発生日後にお客様が本取引に係るサービスを利用した場合又は当社の定める期間内に本取引に係るサービスの解約手続きを取らなかった場合には、お客様は、本約款の変更に同意したものとみなします。

第 48 条（電話の録音）

- 1 当社はお客様との間で行われるいかなる電話通話も事前の通告なしに録音できるものとします。

第 49 条（その他）

- 1 本約款に定めのない事項又は本約款の履行につき疑義が生じた場合は、契約締結前交付書面及

び関係法令等に従うほか、双方誠意を持って協議し円満解決を図るものとします。

以上

令和7年10月11日 制定